

議案第1号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

令和5年2月7日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

専決第6号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年12月28日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第2項中「滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）」を「滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「滋賀県給与条例」という。）」に、「職員の通勤手当に関する規則」を「職員等の通勤手当に関する規則」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。
（給与からの控除）

第15条 法第25条第2項の規定に基づき給与から控除することができるものは、次に定めるものとする。

- (1) 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会の掛金及び貸付金の償還金
- (2) 滋賀県市町村職員共済組合の貯金及び貸付けに係る償還金
- (3) 前2項で定めるもののほか、広域連合長が特に必要と認めるもの

別表中「滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「滋賀県給与条例」という。）別表第一」を「滋賀県給与条例別表第1」に、「滋賀県給与条例別表第一」を「滋賀県給与条例別表第1」に改める。

第2条 滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の130」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第3条 滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年10月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）第8条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。